

臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同分科会の設置について

分科会名：生活習慣病対策分科会

| | | |
|---|-------------------------------------|---|
| 1 | 所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。) | 臨床医学委員会 ○健康・生活科学委員会 |
| 2 | 委員の構成 | 20名以内の会員又は連携会員 |
| 3 | 設置目的 | 生活習慣病の基盤となる生活習慣の乱れや代謝等の変化は幼小児期・胎生期にまで遡る。第23期において、働く世代の生活習慣病予防の提言を行ったが、より根源的な予防には、親の生活習慣や出生直後からの生育環境への介入について、教育・保健・医療分野の多職種・多様な立場の人材が、地域の資源を有効に活用して取り組む必要がある。 40歳以降の特定健診・特定保健指導に至る前の、20代、30代での喫煙、飲酒、身体活動不足、過食、食塩過剰摂取、睡眠・休養不足といった好ましくない生活習慣が定着を防ぐため、小・中・高等学校における家庭科や保健体育での健康教育の充実に加え、大学や職場等における健康教育を格段に強化する必要がある。少子化世代の健康はわが国の将来を左右する大きな要因であり、日本学術会議において、提言作成に取り組む価値がある。 |
| 4 | 審議事項 | 幼小児期からの生活習慣病予防対策についての提言作成に係る審議に関すること。 |
| 5 | 設置期間 | 平成29年10月4日～平成32年9月30日 |
| 6 | 備考 | |